目標を定めなければならない。ただし、その事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案し、次の各号に掲げる区分に関する取組のいずれか一方が既に進んでおり、他の区分に関する取組を集中的に実施することが適当と認められる場合には、当該他の区分に定める事項のうち二以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めることをもってこれに代えることができる。

一・二　（略）

（法第二十条第一項の情報の公表）

第十九条　法第二十条第一項の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに第一号イからチまで及び第二号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ一以上公表するとともに、第一号リに定める事項を公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

イ～チ　（略）

リ　その雇用する労働者の男女の賃金の差異

二　（略）

2　一般事業主が前項の規定により公表する場合においては、前項第一号イからハまで及びト並びに同項第二号ハ、ホ及びトに掲げる事項は、雇用管理区分ごとの実績を、同項第一号リに掲げる事項は、その雇用する全ての労働者に係る実績及び雇用管理区分ごとの実績を、それぞれ公表しなければならない。この場合において、同一の雇用管理区分に属する労働者の数がその雇用する労働者の数のおおむね十分の一に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて一の区分として公表することができるものとする。

3・4　（略）

目標を定めなければならない。ただし、その事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案し、次の各号に掲げる区分に関する取組のいずれか一方が既に進んでおり、他の区分に関する取組を集中的に実施することが適当と認められる場合には、当該他の区分に定める事項のうち二以上の事項を選択し、当該事項に関連する目標を定めることをもってこれに代えることができる。

一・二　（略）

（法第二十条第一項の情報の公表）

第十九条　法第二十条第一項の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに当該各号に定める事項のうち一般事業主が適切と認めるものをそれぞれ一以上公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

イ～チ　（略）

（新設）

二　（略）

2　一般事業主が前項の規定により適切と認めるものとして公表する場合においては、前項第一号イからハまで及びト並びに同項第二号ハ、ホ及びトに掲げる事項は、雇用管理区分ごとに公表しなければならない。この場合において、同一の雇用管理区分に属する労働者の数がその雇用する労働者の数のおおむね十分の一に満たない雇用管理区分がある場合は、職務の内容等に照らし、類似の雇用管理区分と合わせて一の区分として公表することができるものとする。

3・4　（略）

様式第一号（第九条の二関係）を次のように改める。

様式第一号（第九条の二関係）　（第一面から第四面まで）　（A4）

基準適合認定一般事業主認定申請書

申請年月日　令和　年　月　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業　（大分類：　　）
※製造業のみ記入（中分類：　　）

住所　〒

電話番号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第12条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．策定・実施した一般事業主行動計画について
(1) 一般事業主行動計画策定届を届け出た日　平成・令和　年　月　日
(2) 一般事業主行動計画策定届の届出先　労働局長
(3) 計画期間　平成・令和　年　月　日　～　令和　年　月　日

2．女性活躍推進法第9条の認定（えるぼし認定）を受けた日及び認定を受けた労働局
平成・令和　年　月　日・　労働局

3．常時雇用する労働者の数　人
［男性労働者の数　人
女性労働者の数］

4．一般事業主行動計画において達成しようとした目標及びその達成状況（第五面に記載すること）

5．男女雇用機会均等推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

6．職業家庭両立推進者の選任状況

(1)所属部課	
(2)役職名	

認定申請の担当部局名	
(ふりがな) 担当者の氏名	